

令和 8 年 9 月 28 日

文化庁長官

伊藤 学司 殿

日本民具学会

会長 神野 善治

**「博物館資料の収集及び管理の方針の基本的な考え方（文化庁案）」に関する意見書**

博物館コレクション管理研究会が令和 8 年 9 月 6 日付で文化庁に提出した「『博物館資料の収集及び管理の方針の基本的な考え方（骨子案）』に関する意見」は、除籍・処分に関する制度及び運用上の重要な問題を指摘している。本学会は、同意見書の趣旨に賛同する¹。

その上で、本学会は、民具の収集・保存・研究に関わる専門学会の立場から、文化庁案の除籍理由の例示が、資料分野ごとの価値の在り方や研究方法、とりわけ民具の価値づけと整合しない点を指摘する。あわせて、ICOM 規程の引用方法、並びに除籍・処分の手続、定義について、再検討と修正を求める。

1. 民具の観点からの意見**(1) 文化庁案の基本的な問題**

文化庁案は、「2 対象」において、「館種や規模、資料内容の別を問わず共通に参照されるべき事項」を示すものとし、具体的な資料管理については、各館の実情に鑑みて検討することとしている。しかし、具体的な記述では、資料分野によって意味解釈や判断方法の異なる概念が、十分な説明のないまま一様に用いられている点に大きな問題がある。

前提として、博物館は、資料を収集・保存・調査研究し、その成果を展示等によって社会に還元するとともに、資料を将来世代へ継承することを基本的使命とする。この原則は、民具に代表される民俗資料に限らず、自然史標本、考古資料、歴史資料、美術作品（資料）その他すべての博物館資料に共通する²。また、資料の価値は、個体の希少性、美的完成度、保存状態、現在の展示・利用実績だけで決まるものではない。むしろ資料相互の比較及び資料群としてのまとまりによって明らかになる価値があり、現在の知識及び技術では把握できない価値が、将来見いだされる場合もある。したがって、現在の利用実績の乏しさ、又は未整理・未調査をもって保存価値がないと判断してはならない³。

このように、博物館における資料保存は、既知の価値を維持するだけでなく、将来の調査研究、再評価及び活用の可能性を保障する行為である。このことから、除籍・処分は、

コレクションの「適正化」の手段としてではなく、保存・継承を原則とする博物館の使命に対する厳格な例外として位置付けられなければならない。

ところが文化庁案では、資料の「必要な数」「活用」「利用可能性」「質的向上」等の表現を用いながら、その意味や資料分野ごとの解釈・評価を明らかにしておらず、恣意的な解釈と評価を誘発しかねない。全館種・全資料に共通の方針とするならば、資料分野ごとの価値づけの在り方や研究方法を踏まえ、これらの概念の意味と適用条件を明確に示す必要がある。

とりわけ、「資料が活用されないままに保存され続けることを防ぐ」との表現は、保存そのものを消極的な行為と捉え、展示・利用実績が乏しい資料を除籍候補とする懸念がある。体制の不足による「未活用」を、資料の価値の欠如と誤認してはならない。未整理・未調査を、「低利用」「低品質」又は「価値の欠如」と読み替えず、まずは管理体制の整備を行うことが先決である。

(2) 除籍理由の例示と文化財保護法との整合性

この問題は、ICOM の除籍に関するガイドラインから「シリーズの一部として価値を付加しない重複資料である場合」及び「質が低く、展示や研究において美的・歴史的・学術的価値を欠く場合」等を除籍理由として引用・例示した箇所に端的に表れている。当該箇所の大きな問題は、資料分野ごとに異なる価値の形成過程や研究方法との整合性を十分に検証しないまま、「重複資料」や「質が低く価値を欠く資料」を、全館種・全資料に共通して参照される除籍理由として例示している点にある。

民具においては、同種・類似の資料が複数存在することや、摩耗、破損、補修等も重要な情報である。さらに、文化財保護法第2条第1項第3号では、民具を含む民俗文化財を、「我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの」と定義しており、その対象は国の指定を受けた重要有形民俗文化財だけに限られない⁴。「我が国民の生活の推移」を理解するためには、同種・類似資料の比較や、資料相互の関係性の検討が不可欠である。外観上の類似や良否、又は現時点での利用実績だけで「重複」「質が低い」「価値を欠く」と判断することは、比較研究と価値づけに必要な資料群としての網羅性・体系性を損なうおそれがある。このような判断は、文化財保護法が規定する民俗文化財の価値を根底から否定するに等しく、国の文化財行政を担う文化庁の方針として到底容認できない。

また、何を「シリーズ」と捉えるかも、本来、資料分野により異なる。文化庁案は「系統や連続性等を考慮して収集された資料の一式」との注を付すのみで、資料分野ごとの意味や適用条件を示していない。民具の場合、「シリーズ」は収集時に明らかな場合もあるが、多くは収集後の整理・比較研究を通じて見いだされ、更新されていくものである。したがって、どの資料が「シリーズ」の一部として付加的な価値を有するかは、資料の名称

や外形だけから直ちに判断できるものではない。しかも、文化庁案のこの注は ICOM 原文の翻訳ではなく、文化庁独自の解釈である。ICOM 原文は series を定義しておらず、「収集された」に相当する語句も存在しない。原文では series を収集時の意図によって形成された資料群に限定してはいない⁵にもかかわらず、文化庁が「収集された」という文言を付加したことで、収集時に一定の系統や連続性を意識して形成された資料群のみが series に該当するとの誤解を生じさせるおそれがある。ICOM 原文にない意図を付加せず、資料分野ごとの性格や研究方法に即してその意味を明示する必要がある。

「質が低く、展示や研究において美的・歴史的・学術的価値を欠く資料」との例示にも、同様の問題がある。ICOM ガイドラインは、ここでいう poor quality を、工芸的完成度、保存状態又は外観上の良否によって定義していない⁶。文化庁案もその意味や適用条件を説明しないまま「質が低い」と掲げているため、現場では、粗製なもの、保存状態が悪いもの、外観上見劣りするものを指すと受け止められる危険性が非常に高い⁷。しかし民具では、摩耗、破損、補修、改造、粗製、転用等が、資料の使用履歴、生活技術、生産・消費の実態及び社会経済的背景を示す情報となり得、それ自体が歴史的・学術的価値を構成する。文化庁が例示する「質が低い」「価値を欠く」という表現は、民具が有する歴史的・学術的価値を見落とすことにつながる。

以上の問題は、民具だけに限らない。自然史資料では、同一種に属する複数の標本を収集・比較し、性別、成長段階、採集地域、採集時期等による差異を検討することに意義がある。植物標本では、同一採集個体等に由来する標本を duplicate（重複）と称して研究機関間で分配する場合もあり、duplicate は不要な重複物を意味しない。考古資料や歴史資料においても、同種資料の数量、分布及び組合せ自体が重要な研究情報となる。

このように、「重複」「シリーズ」「質」「価値」の意味や学術上の位置付けは、資料分野によって異なる。しかし、すべての館に各資料分野の専門職員が配置されているわけではない。とりわけ民具の専門職員が配置されている館はきわめて少なく、多くの現場では、専門的知識に基づいて民具の価値を判断することが困難な状況にある。文化庁案は、例示に該当する資料を直ちに除籍すべきであると明示しているわけではないが、こうした状況の下では、国の方針に掲げられた具体的な例示が事実上の判断基準として受け止められる危険性が非常に高い。設置者や専門家不在の現場が一律の判断基準として誤用することのないよう、こうした例示は提示すべきでない。むしろ、各分野の専門的な調査・比較・評価を経ずに除籍を判断してはならないことを明記すべきである。

2. 博物館資料全般に係る意見

(1) ICOM 規程の引用と除籍手続

前節で述べた資料分野別の問題に加え、文化庁案における ICOM ガイドライン及び倫理規程の引用方法にも問題がある。

まず、ICOM の除籍に関するガイドラインは、博物館が「除籍を検討し得る理由」を示したものにすぎず、列挙された理由のみによって除籍を認めるものではない。むしろ、除籍の決定に先立ち、資料の真正性、所有権及び法的地位、寄贈条件、来歴、取得時の条件・制限等を確認するとともに、資料の意義・性格及び除籍によって生じ得る公衆の信頼の喪失について十分に検討することを求めている⁸。

これに対して文化庁案は、除籍を検討し得る理由は具体的に列挙する一方、その前提条件や手続的保障を同程度の具体性で体系的に示していない。このため、例示された理由が除籍の可否を判断するチェックリストとして受け止められ、そのいずれかに該当すれば除籍が可能であるかのように運用される危険性が極めて高い。ICOM ガイドラインを引用するのであれば、個々の除籍理由だけでなく、法的・倫理的な検討手続を含む全体の趣旨・構成を反映する必要がある⁹。

さらに、文化庁案は資料売却等の典拠として 2004 年版の ICOM 倫理規程を引用しているが、2026 年の改訂版との関係を示していない¹⁰。文化庁案を現行の 2026 年版と照合し、改訂内容を適切に反映するとともに、文化庁案と現行規程との対応関係を明らかにすべきである。

(2) 除籍・処分の定義及び記録

最後に、文化庁案における除籍の定義と、除籍後の記録保持に関する記載は、整合性を欠いている。文化庁案は、除籍を「収蔵台帳から資料の登録を正式に抹消する『管理上の決定』」と定義し、その具体的内容として「収蔵台帳やデータベースからの削除、登録番号の無効化等」を掲げる。一方で廃棄される資料については、第三者による検証を可能にするため、資料情報、除籍理由及び判断過程の記録を永久に保持するとしている。しかし、収蔵台帳やデータベースから資料の登録を削除し、登録番号を無効化することと、従前の資料情報及び判断記録を永久に保持することとの関係が明確に示されていない。このため、両者を実務上どのように両立するのかは不明である。仮に「削除」や「無効化」が、従前の資料情報や原登録番号の消去を意味するのであれば、除籍後の記録の恒久性及び追跡可能性が損なわれ、第三者による事後的な検証が困難になるおそれがある。

除籍は、資料に関する従前の情報を消去する処理であってはならない。原登録番号及び従前の資料情報を維持し、「除籍済み」等の状態に変更した上で、除籍理由、決定主体、決定日、処分方法、移転先及び関係文書を紐付けて恒久的に保存すべきである。こうした

記録は、廃棄に限らず、譲渡、返還、売却等によって館の管理を離れた資料についても保持されなければならない。これは、2004 年版 ICOM 職業倫理規程、2019 年ガイドラインが明示する、除籍・処分に関する記録保持の原則に合致する¹¹。

3. 要 望

- (1) 博物館資料の収集・保存・継承を原則とし、除籍・処分を厳格な例外として位置付けることを明記されたい。未展示、低利用、又は未整理・未調査のみをもって保存価値を否定せず、収蔵スペース、人員、予算又は調査研究体制の不足のみを理由に除籍候補を抽出してはならないことを明記されたい。あわせて、これらの不足を個々の博物館の自助努力のみに委ねることなく、国及び設置者が、それぞれの責任において、収蔵施設の整備、専門職員の配置・育成、安定的な財源の確保及び調査研究体制の充実に必要な施策を講じることを明記されたい。
- (2) ICOM ガイドラインに基づく例示を残す場合には、ICOM 原文を正確に踏まえるとともに、「重複」「シリーズ」「質」「価値」の意味と適用条件を、資料分野ごとの価値体系と研究方法に即して明確に示されたい。分野ごとの意味及び適用条件を示せない場合は、これを全資料に共通する除籍理由として掲げることは適切でないため、当該部分を削除されたい。
- (3) ICOM ガイドラインの除籍理由のみを切り離して引用せず、2004 年及び 2026 年版の ICOM 倫理規程を含め、除籍・処分に関する法的・倫理的な検討手続の全体を反映されたい。また、除籍候補の抽出に先立ち、文化財保護法、地方公共団体の文化財保護条例、所有権、寄託・寄贈条件その他の法的制約を確認する段階を設け、必要な許可、届出、議決又は合意を経ないまま、除籍・処分を行ってはならないことを明記されたい。
- (4) 除籍後も原登録番号及び従前の資料情報を消去せず、除籍理由、決定主体、決定日、処分方法、移転先及び関係文書を相互に追跡可能な状態で恒久的に保存することを明記されたい。
- (5) (1) に掲げる課題のうち、とりわけ収蔵スペースの不足を解消するため、収蔵庫の新設、増改築及び改修、既存施設の転用、収蔵設備・保存環境の改善並びに複数館・複数自治体による共同収蔵施設の整備等を対象とする国庫補助制度を創設されたい。また、

施設整備にとどまらず、専門職員の配置・育成、資料の整理・目録化及び調査研究を継続的に支援する制度を整備されたい¹²。

本学会は、専門的な調査と透明な手続を経た管理上の判断を一律に否定するものではない。しかし文化庁案は、全館種・全資料に共通する方針を掲げながら、資料分野ごとの適用可能性が検証されていない除籍理由を例示し、ICOM 規程の引用の在り方も不明確であることから、すべての館種・資料分野に共通する国の方針として承服することはできない。

文化庁には、資料分野ごとに異なる価値の在り方と研究方法、文化財行政を通じて蓄積してきた各分野の専門的知見、文化財保護法制及び ICOM 規程の全体を踏まえ、誤解や画一的な運用を招かない内容へ見直すことを強く要望する。

以上

¹ 博物館コレクション管理研究会「『博物館資料の収集及び管理の方針の基本的な考え方（骨子案）』に関する意見—第3期文化施設部会 博物館ワーキンググループ（第3回）資料について—」（2026年9月6日付、同月11日公表）。

https://note.com/meiji_ishin1868/n/n92714b4d5899

² 博物館法第3条第1項第1号は、博物館資料を「豊富に収集し、保管し、及び展示すること」を博物館の事業として掲げる。ICOM の2022年博物館定義も、博物館を、有形・無形遺産を研究し、収集し、保存し、解釈し、展示する非営利の恒久的機関とする。保存は展示の有無に従属する機能ではない。

³ 自然史標本では採集地・年代・個体差、考古資料では出土状況・層位・共伴関係、歴史資料では原秩序・伝来経緯・文書間の関係、民俗資料では地域差・時代差・製作技法・使用痕・修理履歴等が、比較と資料群のまとまりによって意味を持つ。現在価値が確認できないことと、価値が存在しないことは同義ではない。

⁴ 文化財保護法第2条第1項第3号。同法第78条第1項は、「有形の民俗文化財のうち特に重要なもの」を重要有形民俗文化財に指定できると規定する。したがって、指定を受けていない有形の民俗文化財も、第2条の定義に該当する限り、民俗文化財に含まれ得る。ただし、同法上の管理、現状変更等に関する具体的な規制の適用範囲は、指定・登録等の法的地位によって異なる。なお、「未指定文化財」は同法上の定義語ではなく、実務上・説明上の名称である。

<https://laws.e-gov.go.jp/law/325AC0100000214>

⁵ ICOM ETHCOM, *Guidelines on Deaccessioning of the International Council of Museums*, 2019, p.2. 原文第4項は、“The object is a duplicate that has no added value as part of a series.”とし、資料が duplicate であることに加え、series の一部として付加的な価値を有しないことを要件としているのみである。

⁶ ICOM ETHCOM, *Guidelines on Deaccessioning*, 2019, p.2. 原文第5項は、“The object is of poor quality and lacks aesthetic, historical and/or scientific value for exhibition or study purposes.”とする。資料の物理的状态については別に第1項が規定している。

⁷ 例えば多くの考古資料は破片の状態で出土する。したがって、工芸的完成度、保存状態又は外観上の良否をもって資料の価値を判断することはできない。

⁸ ICOM ETHCOM, Guidelines on Deaccessioning, 2019, pp.1-3

⁹ 例えばこの点は、「現在の使命又は収集方針との不一致」を除籍理由として検討する場合にも生じる。ICOM ガイドラインは、これを、除籍を検討し得る理由の一つとして例示するにとどまり、実際の除籍に当たっては、法的・倫理的な確認に加え、資料の意義・性格及び公衆の信頼への影響等を検討することを求めている。したがって、歴史的に形成されてきたコレクションについて、現在の使命や収集方針との不一致のみをもって除籍を判断することは適切ではなく、本来、博物館の設立目的、収集当初の使命・方針、コレクション形成史、取得経緯、寄贈者の意思、地域社会との関係及び将来の研究可能性等を総合的に評価する必要がある。

(ICOM ETHCOM, Guidelines on Deaccessioning, 2019, pp.2-3. 原文第 9 項は、“The object is no longer consistent with the mission or collecting goals of the museum.”とする)

¹⁰ 文化庁案は、改訂 ICOM 倫理規程が 2026 年 6 月 25 日に正式採択された後の 8 月 24 日に示されている。起草時点では旧規程が有効であった可能性があるとしても、現行規程との照合の有無及び結果、並びに改訂内容の反映状況は明らかにされていない。2026 年版は、C.6 において責任ある除籍・処分の手続を位置付け、資料の意義・性格・法的地位、他館への移管可能性及び公衆の信頼への影響等を考慮することを求めている。また、Governance 原則及び G.3 は、管理機関等による専門的・物的・財政的資源の確保を求め、G.4 は、博物館の組織としての誠実性・一貫性及び自律性を守り、その使命や価値を損なう影響に抵抗すべきことを定め、財政的・政治的影響にも言及している。文化庁案についても、現行の ICOM 倫理規程との整合性を改めて検証し、その結果を明らかにすべきである。

¹¹ ICOM, ICOM Code of Ethics for Museums, 2004, para. 2.15 は、“Complete records must be kept of all deaccessioning decisions, the objects involved, and the disposal of the object.”と定める。また、ICOM ETHCOM, Guidelines on Deaccessioning of the International Council of Museums, 2019, p. 4 は、除籍・処分に関する記録について、“these records should become a permanent part of the museum’s records, maintained even after an object is disposed from a museum’s collection”と明記する。

¹² 文化庁は、昭和 45 年度（1970）から、民俗資料、歴史資料及び考古資料等の収集・保存・活用を担う人文系の地域総合型文化財保護拠点として、地方公共団体による歴史民俗資料館の建設を国庫補助の対象とした。各地の歴史民俗資料館では、民具のほか、絵画・彫刻・古文書、考古資料等の多様な地域資料が収蔵されてきた。計 464 館の整備を支援したが、この事業は平成 5 年度（1993）を最後に終了した。一方、埋蔵文化財については、昭和 28 年度（1953）の収蔵庫整備への補助に始まり、その後、埋蔵文化財調査センター、平成 8 年度（1996）には公開・活用機能を備えた埋蔵文化財センターへと支援対象を拡充し、収蔵・保存基盤の整備を継続してきた。これを踏まえ、地域の博物館資料についても、国による継続的な収蔵・保存基盤の整備支援を、改めて制度化する必要がある（文化庁編 2001『文化財保護法五十年史』ぎょうせい）。